

<ヨコハマ生活応援クーポン>のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等により避難中の方も 受給できる場合があります

- ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、虐待やこれに準ずる行為等、様々な理由で住民票を移せない方も、ヨコハマ生活応援クーポン（横浜市食料品等価格高騰対応給付）を受給できる場合があります。
- 本給付を受給するためには、**お申込みが必要**です。

支給対象

令和8年4月1日時点で19歳以上の方で、令和8年2月1日時点においてDV等避難により下記のいずれかに該当する方

- ① 居住地が横浜市内で、横浜市内に住民登録されている方
- ② 居住地が横浜市内で、別の市内住所に住民登録されている方
- ③ 居住地が横浜市内で、横浜市内に住民登録されている方

給付内容

1人あたり5,000円相当の電子クーポンまたは商品券

申込方法

次の提出書類を「提出先」に、申込期限までに郵送してください。

※①②はウェブページでダウンロードか、区役所の相談ブースで受け取れます。

【提出書類】

- ① 「ヨコハマ生活応援クーポン」給付申込書
- ② 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書
- ③ 本人確認書類の写し
- ④ 申出内容に応じた添付書類

【提出先】〒137-8731 東京都江東区新砂2-4-23

新東京郵便局 私書箱155号

（株）JPメディアダイレクト内

横浜市 ヨコハマ生活応援クーポン 事務局 あて



ヨコハマ生活応援クーポン
ウェブページ

申込期限

令和8年7月31日(金)

電子クーポンを希望された方には、必要な書類が確認できた後、概ね30日程度で電子クーポンを取得できる二次元コードを記載した案内ハガキを発送します。**申込期限（7月31日）までに受取をお願いします。**

商品券を希望された方には、必要な書類が確認できた後、順次商品券を発送します。

給付金の受給等に関するQ & A

Q 必要な書類は何ですか。

A DV等で避難中の方の【提出書類】として、専用の申込書、DV等で避難中である旨の「申出書」、本人確認書類の写しのほか、申出内容に応じた添付書類の提出が必要です。

DV等で避難中である旨の申出書に必要な添付書類の例

- 裁判所が発行する保護命令決定書の写し、確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する通知書や証明書等
- ※ 上記の書類がお手元にない場合は、措置の内容（住民基本台帳事務における支援措置等）や、市区町村の福祉事務所（横浜市の各区福祉保健センター 等）、民間支援団体等へのDV等被害に関する相談歴を、申出書に記入してください。
- ※ 過去に相談歴がなく、DV等被害の相談を行う場合は、各区福祉保健センターへご連絡ください。DV等相談は事前予約制です。

Q DV等で避難中ですが、配偶者の扶養に入っています。受給できますか？

A 本給付は、扶養状況によらず、「支給対象者」に該当する方は対象となります。【提出書類】をそろえていただき、【提出先】まで郵送により、お申込みください。
※書類の不備や不足がある場合はこちらからご連絡する場合があります。

お問い合わせ先

■ヨコハマ生活応援クーポン コールセンター ☎ 0570-045-456

受付時間：午前9時から午後5時まで 月曜日から金曜日(祝日、休日を除く)

(ただし、4月27日～6月5日の期間は午前9時から午後9時まで)

ファクス番号：050-3588-8362（聴覚障害者お問合せ用）

■区役所相談ブース

各区役所に、スマートフォンをお持ちでない方や操作に不慣れな方向けに案内ハガキをお持ちいただきお申込みをサポートする窓口を設置しています。

設置期間：4月27日～ 7月31日

受付時間：午前9時から午後5時まで月曜日から金曜日(祝日、休日を除く))